

## 総合口座取引規定

### 1. (総合口座取引に係る契約の成立)

当金庫は、お客様からこの預金に係る、当金庫所定の総合口座申込書の提出を受け、これを承諾したときは、総合口座取引に係る契約が成立するものとします。

### 2. (総合口座取引)

(1) 次の各取引は、総合口座として利用すること(以下「この取引」といいます。)ができます。

① 普通預金(無利息型普通預金を含みます。以下同じ)

② 期日指定定期預金、自由金利型定期預金(M型)、自由金利型定期預金、変動金利定期預金および定額複利預金(以下これらを「定期預金」といいます。)

③ 第2号の定期預金を担保とする当座貸越

(2) 普通預金については、単独で利用することができます。

(3) 第1項第1号から第2号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当金庫の当該各取引の規定により取扱います。

### 3. (取扱店の範囲)

(1) 普通預金は、当金庫本支店のどこの店舗でも預け入れまたは払戻し(当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。)ができます。

(2) 期日指定定期預金、自由金利型定期預金(M型)、定額複利預金および変動金利定期預金の預け入れは一口1万円以上(ただし、中間利息定期預金の預け入れの場合を除きます。)、自由金利型定期預金の預け入れは当金庫所定の金額以上とし、定期預金の預け入れは当店のほか当金庫本支店で取扱い、解約または書替継続は本店のみで取扱います。

### 4. (定期預金の自動継続)

(1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。

(2) 継続された預金についても前項と同様とします。

(3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を当金庫に申出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を当金庫に申出てください。

### 5. (預金の払戻し等)

(1) 普通預金を払い戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印、または当金庫所定の電子装置により届出の印章(または暗証入力)を通帳とともに提出してください。

定期預金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに提出してください。

(2) 前項に定める記名押印のうち普通預金については、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。

(3) 前二項における普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続に加え、普通預金の払戻しを受けることまたは定期預金の解約、書替継続を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続の手続きを行いません。

(4) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。なお、この預金口座の名義人に相続が開始した後(当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後)は、当該各種料金等の自動支払いを一時停止し、共同相続人の総意を確認のうえ、取扱いいたします。

(5) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払い戻すことができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

(6) 前五項の規定にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始した後(当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後)は、当該名義人の共同相続人全員の総意(相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ)による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。

### 6. (預金利息の支払い)

(1) 普通預金(ただし、無利息型普通預金を除きます。)の利息は、毎年3月と9月の当金庫所定の日、普通預金に組入れます。

(2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

### 7. (当座貸越)

(1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金の上払戻しまたは自動支払いします。

(2) 前項による当座貸越の限度額(以下「極度額」といいます。)は、この取引の定期預金の合計額の90%または200万円のいずれか少

## 総合口座取引規定

ない金額とします。

- (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金(受入れた証券類の金額は決済されるまでの資金から除きます。)は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第9条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済に充てます。

### 8. (貸越金の担保)

- (1) この取引に定期預金があるときは、第2項の順序に従い、その合計額について223万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
- (2) この取引に定期預金があるときは、第9条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金が数口ある場合には、預入日(継続をしたときはその継続日)の早い順序に従い担保とします。
- (3) ① 貸越金の担保となっている定期預金について解約または(仮)差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または(仮)差押にかかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。
- ② 前号の場合、貸越金が高極度額をこえることとなるときは、直ちに高極度額をこえる金額を支払ってください。この支払いがあるまで前項の(仮)差押にかかる担保権は引続き存続するものとします。

### 9. (貸越金利息等)

- (1) ① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年3月と9月の当金庫所定の日、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落または貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
- A 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合  
その期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年0.5%を加えた利率
- B 自由金利型定期預金(M型)を貸越金の担保とする場合  
その自由金利型定期預金(M型)ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
- C 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合  
その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
- D 変動金利型定期預金を貸越金の担保とする場合  
その変動金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
- ② 前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
- ③ この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金の残高が零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2) 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当金庫が定めた日からとします。
- (3) 当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14.5%(年365日の日割計算)とします。

### 10. (即時支払)

- (1) 次の各号の一つでも該当した場合に貸越元金等があるときは、当金庫からの請求がなくても、それらを支払ってください。
- ① 支払いの停止または破産、再生手続開始の申立があったとき
- ② お客様に相続の開始があったことを当金庫が知ったとき
- ③ お客様が行方不明になったことを当金庫が知ったとき
- ④ 第9条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき
- ⑤ 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなったとき
- (2) 次の各場合に貸越元金等があるときは、当金庫からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
- ① 当金庫に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
- ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

### 11. (差引計算等)

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当金庫は次のとおり取扱うことができます。
- ① この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元金等の弁済にあてることもできるものとします。
- ② 前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。
- (2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

### 12. (規定の範囲)

この規定に定めのない事項については、別紙共通規定により取扱います。

以上  
(2023年10月16日)